

一般財形預金

(平成28年4月1日現在)

1. 商品名	・ 一般財形預金														
2. 販売対象	・ 財形貯蓄契約先企業に勤務している方														
3. 期間	・ 積立期間 3 年以上（定期的な預入が必要です）														
4. 預入															
(1) 預入方法	・ 給与または賞与からの天引き預入 預入毎に定期預金（期日指定定期）を作成します。														
(2) 預入金額	・ 1,000 円以上														
(3) 預入単位	・ 1,000 円														
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻しいたします。														
6. 利息															
(1) 適用金利	・ お預け入れ時の店頭表示金利を適用いたします。														
(2) 利払方法	・ 個別の定期預金毎に、満期日以後に一括してお支払いします。														
(3) 計算方法	・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算														
7. 税金	・ お受け取り利息には、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。														
8. 手数料															
9. 付加できる 特約事項															
10. 中途解約時の 取り扱い	・ 満期日前に解約する場合は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、預入日現在における中途解約利率によって 1 年毎の複利で計算した中途解約利息とともにお支払いします。 （表）約定預入期間は 3 年 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日前日までの日数</th><th></th></tr> <tr> <td>6ヵ月未満</td><td>解約時の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> </table>	預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日前日までの日数		6ヵ月未満	解約時の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×30%	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×40%	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×40%	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%
預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日前日までの日数															
6ヵ月未満	解約時の普通預金利率														
6ヵ月以上1年未満	約定利率×30%														
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×40%														
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×40%														
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%														
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%														
11. 金利情報の 入手方法	・ 当金庫ホームページをご覧ください。 さがみ信用金庫ホームページ<http://www.shinkin.co.jp/sagami/> ・ 詳しくは、窓口までお問い合わせください。														
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業統括部（午前 9 時～午後 5 時、電話 0120-426-614＜音声ガイダンス④＞）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等並びに神奈川県弁護士会（電話 045-211-7716）の仲裁センター等で、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記営業統括部、全国しんきん相談所（午前 9 時～午後 5 時、電話 03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前 9 時～午後 5 時、電話 03-5524-5671）のいずれかにお申し出ください。 なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにも次の①、②の方法によりご利用いただけます。①東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法。（現地調停）②当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案内を移管し、紛争の解決を図る方法。（移管調停）														
13. その他参考 となる事項	・ この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。														